

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	臨床検査技師等に関する法律等による衛生検査技師等2資格の免許に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

臨床検査技師法等による衛生検査技師等2資格の免許に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

令和6年2月7日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	臨床検査技師等に関する法律等による衛生検査技師等2資格の免許に関する事務
②事務の内容	<p>臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)等の規定に基づき、資格の管理、資格の登録、また登録後の資格情報の維持管理、登録手数料等の収入金の管理などの事務を行う。国家資格等情報連携・活用システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■資格管理事務(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i.資格情報の登録 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請受理後に審査を行い、資格情報の登録を行う。なお、オンライン登録の際にはマイナンバーカードの電子証明書を利用し、資格保有者本人であることを確認する。個人番号については、登録を受けようとする資格保有者のマイナンバーカードに搭載された券面事項入力補助機能を活用し、その改変を不可能ならしめることにより真正性を担保する。登録情報については、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下、「住基法」という。)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。</p> <p>ii.登録情報の訂正・変更 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、問題が無ければ結果情報を登録する。</p> <p>iii.資格の停止・取り消し 資格保有者について、資格の停止または取り消しが決定した場合、登録者名簿の資格情報を更新する。</p> <p>iv.資格の削除 オンライン(マイナポータル)又は紙での申請について、個人番号を利用し、住基法及び番号法に定められた範囲内において住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行い、本人確認情報等の確認を行う。この他に住民基本台帳ネットワークシステムや情報提供ネットワークシステムにおいて、資格登録情報の更新の有無について定期的に照会を行う。審査の結果、資格の削除が決定した場合、登録者名簿から削除を行う。</p> <p>■決済事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.決済 資格の登録、訂正・削除などに係る費用について、オンラインにて完結可能となるよう決済処理を行う。オンライン決済を望まない利用者についてはシステムを利用せずに従来通りの収入印紙等による手続きが可能なものとする。</p> <p>ii.入出金管理 各種申請(登録、訂正等)を完了させるためには、決済処理が完了していることが必須条件となるため、入金情報について管理する。申請の取消し、取り下げ等が発生した際に、申請者が納付すべき額を管理し、状況に応じて利用者に返金等の処理を行う。</p> <p>iii.統計処理・集計処理 任意の決済期間、決済区分で収支を集計する。</p> <p>■資格証事務(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.デジタル資格証発行(オンライン) 資格保有者が自身の保有する資格情報を第三者へ対面で自身のスマホやタブレット上に表示しデジタル資格証として提示する。また、当該資格情報をオンライン上で提供することも可能とする。</p> <p>ii.資格証の発行・再発行(紙) 資格情報の登録業務にて登録が完了した資格登録者について、資格証の作成処理を行う。再発行については、オンライン(マイナポータル)又は紙での申請を受けて、審査を行う。審査の結果、問題が無ければ資格証の作成処理を行う。</p> <p>【各資格管理者ごとに記載する部分(独自に記載)】 ※各資格ごとの事務内容については別紙参照。</p>
③対象人数	<p>〔 1万人以上10万人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	国家資格等情報連携・活用システム
②システムの機能	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■「管理機能(データベース管理機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 資格管理者等が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理すること等を可能とする。</p> <p>ii. 資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする。</p> <p>iii. 個人番号を含む資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。</p> <p>■「オンライン申請機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 資格登録申請者等がオンラインで資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。</p> <p>ii. 資格登録申請者等がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等にオンラインで申請・提出を行うことを可能とする。</p> <p>iii. 資格管理者等はオンラインで申請等を行った資格登録申請者等の本人確認やオンライン申請の受付、申請データの受領等を可能とする。</p> <p>iv. オンライン申請の際に作成される個人番号を含む資格情報については国家資格等情報連携・活用システムへ連携された後にマイナポータルからは削除される。(国家資格等情報連携・活用システムでログデータを一定期間保存した後に削除。)</p> <p>■「オンライン決済関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i. 資格登録のオンライン手続の際に、手数料等の支払いのオンライン化等を可能とする。</p> <p>■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i. 資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。</p> <p>ii. 資格管理者等において、資格保有者がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供を可能とする。</p> <p>iii. 資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供することを可能とする。</p> <p>iv. 資格管理者等において、資格保有者等がオンラインでマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供することを可能とする。</p> <p>■「外部連携関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 資格管理者等が保有する既存の資格登録等に関するシステムとの連携を可能とする。(特定個人情報を含む資格情報のデータ連携機能)</p> <p>ii. その他、資格管理者以外が保有する外部システムとの連携を可能とする。</p> <p>■「住民基本台帳ネットワークシステム連携機能」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 資格管理者等が住民基本台帳ネットワークシステムに個人番号を利用して照会することで、氏名、住所、性別、生年月日の本人確認情報の取得を可能とする。また、本人確認情報を基に個人番号の取得を可能とする。</p> <p>ii. 資格登録申請者等はオンラインの手続の際に住民票の写しの添付省略が可能となる。</p> <p>■「中間サーバー機能(戸籍連携機能)」(特定個人情報ファイルの取扱有)</p> <p>i. 符号管理機能 符号管理機能では、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」を保管・管理する。</p> <p>ii. 情報照会機能 情報照会機能では、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報の受領を行う。</p> <p>iii. 既存システム接続機能 中間サーバー機能と住民基本台帳ネットワークシステム等との間での情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>iv. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を管理する。</p> <p>v. データ送受信機能 中間サーバー機能と情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>vi. セキュリティ管理機能</p> <p>vii. 職員認証・権限管理機能 中間サーバー機能を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>viii. システム管理機能 バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管切れ情報の削除を行う。</p> <p>■「オンライン通知機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i. 資格登録申請者等は申請結果等の通知をオンラインで受取ることを可能とする。</p> <p>ii. 資格管理者等は、手続結果や各種お知らせ等をオンラインで送付することを可能とする。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（e-Gov、マイナポータル、免許登録管理システム、登録情報連携システム）
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 住民基本台帳ネットワークシステム全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 2. 本人確認情報検索 本人確認端末(専用端末)において入力された個人番号もしくは4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（国家資格等情報連携・活用システム）
システム3	
①システムの名称	マイナポータル(情報提供等記録開示システム)
②システムの機能	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 (1) 申請受付機能(特定個人情報ファイルの取扱有) ・申請者が資格登録等の手続を行う際に、必要な情報項目の入力、文書ファイルの添付等を可能とする。 ・申請者がマイナンバーカードの電子署名を付与し、資格管理者等に申請・提出を行うことを可能とする。 ・資格管理者等は申請者の本人確認や申請の受付、申請データの受領等を可能とする。 (2) 資格情報提供関連機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で取得・表示・提示等を可能とする。 ・資格管理者等において、資格保有者がマイナンバーカードによる本人認証・同意を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を資格保有者等へ提供することを可能とする。 ・資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行い、自己情報としての資格に関する情報を電子的な形式で第三者に提供することを可能とする。 ・資格管理者等において、資格保有者等がマイナンバーカードによる本人認証・同意等を行った際に電子的な形式で資格証と同等の情報を第三者へ提供することを可能とする。 (3) オンライン通知機能(特定個人情報ファイルの取扱無) ・申請者は申請結果等の通知をオンラインで受取ることを可能とする。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（国家資格等情報連携・活用システム）

システム4	
①システムの名称	免許登録管理システム
②システムの機能	<p>■「管理機能(データベース管理機能)」</p> <p>i.資格管理者等が資格登録者名簿等をクラウド上において保存・管理等を可能とする。</p> <p>ii.資格管理者等がクラウド上の資格登録者名簿等に新規データの登録や既存データの変更・抹消等を可能とする</p> <p>iii.資格情報をデータベースとして管理する。当該データベースについては適切なアクセス権限管理により、権限を付与された限られた者のみ取扱いが可能とする。</p> <p>■「外部連携関連機能」</p> <p>i.国家資格等情報連携・活用システムと連携を可能とする。(資格情報のデータ連携機能)</p> <p>ii.その他、資格管理者が保有する資格確認検索システムとの連携を可能とする。</p> <p>■「資格情報提供関連機能」(特定個人情報ファイルの取扱無)</p> <p>i.資格保有者に発行する資格証の印刷機能を有する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (国家資格等情報連携・活用システム、資格確認検索システム)</p>
システム5	
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
衛生検査技師名簿等ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	(衛生検査技師) ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番116の2 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番57の13 (死体解剖資格認定者) ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番19の5 ・住民基本台帳法 第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番57の5
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	厚生労働省医政局医事課
②所属長の役職名	医事課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
衛生検査技師等ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	衛生検査技師免許の登録者及び死体解剖資格の認定者
その必要性	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 資格保有者が本人の資格情報を登録することにより、資格登録原簿の正確な管理を行うため。また、必要な者には当該登録によりデジタル資格証の発行を行い、必要な時に提示、提供を行うため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (資格仮名ID、マイナポータル仮名ID、資格情報、本籍情報)
その妥当性	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 本人を正確に特定し、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を取得するため。本人確認情報の定期的な照会を行うことで正確な資格情報を保有することができる。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日
⑥事務担当部署	医政局医事課試験免許室

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構、法務省) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県・保健所(本人から入手する際の経由機関として記載)) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 資格登録者の適切な管理を行うため。	
④使用の主体	使用部署	医政局医事課試験免許室
	使用者数	<input type="checkbox"/> 1,000人以上] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 ・個人番号は、資格保有者からの申請を受けて、資格情報の登録・変更・抹消を行う際に、本人を特定するために使用する。 ・申請情報の内容確認のために、住民基本台帳ネットワークシステム、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行う。	
情報の突合	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 本人からの申請内容(登録、変更、抹消)について、システムにおける登録情報と突合する。	
⑥使用開始日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 システムの運用等業務	
①委託内容	国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 * 調達結果が判明次第お示しする。	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 委託先は、受託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、受託者があらかじめ書面により再委託の申請を行い、委託者が承認した場合にはこの限りではない。 委託先が、本業務の一部について再委託の承認を求める場合は、以下の(イ)から(ニ)に示す事項を記載した再委託承認申請書を提出するとともに、(ホ)及び(ヘ)を記載した文書、再委託に係る履行体制図についても併せて提出することとしている。 (イ) 再委託先名称(商号)、住所 (ロ) 再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び再委託予定金額 (ハ) 再委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報 (ニ) その他委託者が求める情報 (ホ) 受託者と同等のセキュリティ水準を再委託先も具備すべきことを受託者との間に定めている内容 (ヘ) 再委託先の情報セキュリティに関する対策方針及び管理方法 また、委託先は、委託者が再委託を承認した場合であっても、委託先から業務の再委託を受けた事業者が行った作業について、全責任を負うものとする。
	⑥再委託事項	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 上記「委託事項」に記載する業務の一部を再委託する。
委託事項2～5		
委託事項2	免許登録管理システムの運用等業務	
①委託内容	免許登録管理システムの運用保守等業務	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社セック	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(衛生検査技師簿等ファイル)

【衛生検査技師】

- 1 資格仮名ID
- 2 マイナポータル仮名ID
- 名簿情報
- 3 登録ID
- 4 登録番号
- 5 職種コード
- 6 進達県コード
- 7 受付年月日
- 8 登録年月日
- 9 受験番号
- 10 国家試験回数
- 11 国家試験実施年
- 12 受験地コード
- 13 国家試験合格年月日
- 14 旧登録県コード
- 15 旧登録番号
- 16 旧登録年月日
- 17 本籍地コード
- 18 姓
- 19 名
- 20 フリガナ(姓)
- 21 フリガナ(名)
- 22 通称(姓)
- 23 通称(名)
- 24 フリガナ(通称:姓)
- 25 フリガナ(通称:名)
- 26 生年月日
- 27 性別コード
- 28 籍訂正年月日
- 29 籍訂正理由コード
- 30 籍訂正理由(記事)
- 31 再交付年月日
- 32 再交付理由コード
- 33 再交付理由(記事)
- 34 まっ消年月日
- 35 まっ消理由コード
- 36 まっ消理由(記事)
- 37 登録換年月日
- 38 登録換理由コード
- 39 登録換理由(記事)
- 40 歴代大臣コード
- 41 歴代局長コード
- 42 出身校コード
- 43 件数
- 44 処理区分コード
- 45 エントリー区分コード
- 46 罰金刑区分
- 47 備考1
- 48 備考2
- 49 備考3
- 50 備考4
- 51 備考5
- 52 合格職種コード
- 53 メモ
- 54 歴代医務技監コード
- 55 旧姓
- 56 フリガナ(旧姓)
- 57 認定年月日
- 58 申請厚生局
- 59 認定番号
- 職種マスタ
- 60 職種コード
- 61 籍名簿コード
- 62 課長コード
- 63 職種名(和名)

64 職種名(英名)
65 法律名(英名)
66 シーケンス名
67 備考
68 登録端末No
69 登録日時
70 更新端末No
71 更新日時
本籍地マスタ
72 本籍地コード
73 本籍地(和名)
74 本籍地(和名(表示用))
75 本籍地(英名)
76 略号
77 外国フラグ
78 備考
79 登録端末No
80 登録日時
81 更新端末No
82 更新日時
受験地マスタ
83 受験地コード
84 受験地名
85 備考
86 登録端末No
87 登録日時
88 更新端末No
89 更新日時
記事マスタ
90 理由コード
91 処理区分コード
92 理由
93 理由(略称)
94 備考
95 登録端末No
96 登録日時
97 更新端末No
98 更新日時
歴代大臣マスタ
99 歴代大臣コード
100 大臣名(和名)
101 大臣名(英名)
102 在位期間(開始)
103 在位期間(終了)
104 大臣種別コード
105 備考
106 登録端末No
107 登録日時
108 更新端末No
109 更新日時
歴代局長マスタ
110 歴代局長コード
111 局長名(和名)
112 局長名(英名)
113 在位期間(開始)
114 在位期間(終了)
115 局長種別コード
116 備考
117 登録端末No
118 登録日時
119 更新端末No
120 更新日時
出身校マスタ
121 出身校コード
122 出身校名
123 備考
124 登録端末No
125 登録日時
126 更新端末No
127 更新日時
歴代医務技監マスタ

128 歴代医務技監コード
129 医務技監名(和名)
130 医務技監名(英名)
131 在位期間(開始)
132 在位期間(終了)
133 医務技監種別コード
134 備考
135 登録端末No
136 登録日時
137 更新端末No
138 更新日時
本人確認情報照会結果ファイル
139 要求レコード番号
140 提供事務区分
141 個人番号提供事務区分
142 対象者識別情報
143 照会対象期間(開始年月日)
144 照会対象期間(終了年月日)
145 照会基準日
146 消除者の要否
147 対象者住民票コード
148 対象者氏名(漢字)
149 対象者氏名(かな)
150 対象者生年月日
151 対象者性別
152 対象者住所
153 対象者住所(市町村コード)
154 対象者個人番号
155 予備
156 処理結果コード
157 照会結果レコード数
158 照会結果レコード連番
159 照会一致項目
160 異動有無
161 生存状況
162 変更状況
163 住民票コード
164 氏名(漢字)
165 氏名(かな)
166 生年月日
167 性別
168 住所
169 個人番号
170 異動事由
171 異動年月日
172 外字情報(氏名外字数)
173 外字情報(住所外字数)
174 外字データレコード数
175 市町村コード
176 不参加団体対象フラグ
177 検索パターン番号
178 旧氏(漢字)
179 旧氏(かな)
180 旧氏外字数
181 予備
戸籍関係情報
182 情報提供起点日
183 戸籍異動日
184 戸籍異動事由区分
185 本籍コード
186 出生地
187 国籍取得日
188 取得事由区分
189 国籍喪失日
190 喪失事由区分
191 国籍の得喪の取消し・無効日
192 国籍の得喪の取消し・無効区分
193 死亡日
194 死亡事由区分
195 死亡の取消し・無効日

196 死亡の取消し・無効区分
197 死亡日の不詳・推定区分
個人番号関係情報
198 個人番号
199 機関別符号

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(衛生検査技師簿等ファイル)

【死体解剖】

- 1 資格仮名ID
- 2 マイナポータル仮名ID
- 名簿情報
- 3 登録ID
- 4 職種コード
- 5 登録番号
- 6 認定番号
- 7 認定年月日
- 8 姓
- 9 名
- 10 フリガナ(姓)
- 11 フリガナ(名)
- 12 生年月日
- 13 解剖の種類コード
- 14 主たる解剖の場所
- 15 進達県コード
- 16 備考1
- 17 備考2
- 18 備考3
- 19 備考4
- 20 備考5
- 21 登録端末No
- 22 登録日時
- 23 更新端末No
- 24 更新日時

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

衛生検査技師名簿等ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分（共通して記載）】 【オンライン申請からの入手】 ・申請機能による入手では、あらかじめマイナポータルにおいて、マイナンバーカード及びパスワード入力による本人確認を完了した後に行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・申請機能による入手は、必要最小限の情報だけを入手できるように決められたインターフェースを用意し入手することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。 【窓口等における紙での申請からの入手】 ・入手時に本人確認措置を実施するため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。申請を受け付けする際は、本人確認により対象者を確認し、申請に必要な情報のみを記載するよう説明及び確認を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。 【地方公共団体情報システム機構からの入手】 ①国家資格等情報連携・活用システムから入手する場合 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・処理については定期的に照会処理の記録を確認し、申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・システムにおいて、決められた形式による照会対象ファイルを作成し処理を行うことにより必要な情報以外を入手することを防止している。 ②本人確認端末（専用端末）から入手する場合。 ・オンライン申請の場合、マイナポータルにおいて入手した対象者情報に基づき処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・窓口等における紙での申請の場合、本人確認措置を実施し、当該対象者の情報について処理を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・本人確認端末（専用端末）は、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、当該処理については定期的に照会処理の記録を確認し、提出された申請情報について対象者以外の情報が取り扱われていないことの確認を行うため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・専用端末において、権限のある者のみ処理を行うことができる。また、必要な情報のみ取得できるようにシステムにて制御を行う。 【免許登録管理システムに係る部分】 ・申請書の提出があり、衛生検査技師籍等へ登録して問題ない者のみ免許登録管理システムへデータを連携させるため、衛生検査技師免許等を持っている者以外の情報は免許登録管理システムで保有しないため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・申請書の様式で定められた必要な情報のみを管理することにより、必要な情報以外を入手することを防止している。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システムとの接続についてはGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の専用回線による接続のみを認め、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持することで機密性を確保している。また、当該通信は、暗号化された通信経路を使用することで漏えい・紛失を防止する。 国民向けの検索機能を有する資格確認検索システムと同期を予定しているが、専用回線を用いて氏名、登録年、性別のみのデータを同期することで機密性を確保している。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>■個人番号と直接紐付く情報は必要最低限の情報のみとし他の領域とは別で管理する。またシステム的にアクセス制御を行うことにより、目的を超えて個人番号及び機関別符号と個人情報が紐付かない仕組みとしている。</p> <p>■システム的に以下のアクセス制御等の措置を講じることにより、個人番号が他の事務システム等と紐付かない仕組みとしている。</p> <p>・オンライン申請による入手に当たり、マイナポータル登録画面から連携され、システムへ登録される。申請情報は、マイナポータルに保管されない。</p> <p>・申請者が登録情報を確認する際は、マイナポータルから確認を行うこととなるが、どの利用者が申請を行ったかを識別するための固有の識別子である仮名を用いて、情報を紐付けて確認する。なお、マイナポータルにおいては、個人番号と仮名を紐付けず、個人番号へはアクセスできない仕組みとしている。</p> <p>・住民基本台帳ネットワークシステムと連携を行う住基連携サーバについては、国家資格等情報連携・活用システムとのみ接続し、その他のシステムとは接続しない。また、権限を有する者のみアクセスができるようユーザ管理を行う。</p> <p>【免許登録管理システムに係る部分】</p> <p>■免許登録管理システムとの連携は、権限のある者が必要な情報のみ連携ができるようアクセス制御を行い、目的を超えた紐付けや必要の無い情報との紐付けが行えない仕組みとしている。</p> <p>■住民基本台帳ネットワークとの連携については専用端末(本人確認端末)においてのみ行い、システム操作を行う前にログイン操作を行う操作者認証を行う。</p> <p>■システムにアクセスする職員について、権限のある者が必要な情報のみ閲覧ができるようアクセス制御を行い、当該職員が所掌する資格以外の資格情報を閲覧できない仕組みとしている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>情報システム責任者及び情報システム管理者(以下「情報システム責任者等」という。)*【各資格管理者を想定】は、「国家資格等情報連携・活用システム運用環境に係るシステムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う(以下、リスク2において同様)。</p> <p>(1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザアカウントを割り当てる。</p> <p>(2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>情報システム責任者等は以下の作業を行う。</p> <p>(1)従事者用ユーザアカウントを作成する。認証方式については、原則としてIDとパスワードを用いた認証方法とする。</p> <p>(2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザアカウントを割り当てる。</p> <p>(3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>(4)従事者による国家資格等情報連携・活用システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにする。</p> <p>(5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザ認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。</p> <p>(6)国家資格等情報連携・活用システムにアクセスできる端末を制限する。</p> <p>(7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。</p> <p>(8)従事者が利用する端末のOS等で初期設定されているIDのパスワードについて、初期設定時に変更または無効化する。</p> <p>*免許登録管理システムの情報システム責任者及び情報システム管理者を指す。</p> <p>【住基連携サーバ及び本人確認端末(専用端末)に係る部分】</p> <p>・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。</p> <p>・システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ特定個人情報を取り扱うことができるよう利用者ごとにIDを割り当てる。</p> <p>・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。</p>

		<p>【免許登録管理システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や資格者情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、操作者を認証するようシステムで制御している。 ・システムへアクセスできる者を特定し、必要最小限度の範囲でのみ取り扱うことができるように利用者ごとにIDを割り当てる。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの利用を禁止する。 <p>情報システム責任者及び情報システム管理者は、「免許登録管理システムの運用保守等業務の委託先事業者」(以下「委託先事業者」という。)から払い出される管理者権限を有するアカウントに係るID及びパスワードを管理する。委託先事業者は以下の作業を行う。</p> <p>(1)情報システム責任者等ごとにその役割に応じた別々の管理者ユーザーアカウントを割り当てる。 (2)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。</p> <p>情報システム責任者等は以下の作業を行う。</p> <p>(1)従事者用ユーザーアカウントを作成する。認証方式については、原則としてIDとパスワードを用いた認証方法とする。 (2)従事者ごとにそれぞれの役割に応じた別々の従事者用ユーザーアカウントを割り当てる。 (3)パスワードについて、文字種の混在やパスワードの長さ等に関するポリシーを策定し、ポリシーに合致しないパスワードの設定を防止する。 (4)従事者による免許登録管理システムへのログイン状況を運用端末で確認できるようにする。 (5)従事者による不正ログインの有無を定期的に確認することにより、ユーザー認証の管理の適正性を確認し、必要に応じて運用状況の改善を行う。 (6)免許登録管理システムにアクセスできる端末を制限する。 (7)なりすましによる不正を防止する観点から、IDの払出状況について名簿管理を行い不正な利用がなされていないことの確認を行う。</p>
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・システム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行うことで、権限のある者のみ利用できるよう制御している。 ・アカウントは当該業務に従事する者のみに割り当て、操作ログを記録し、不正なアクセス等がないか確認を行う。 ・システムの利用範囲を利用者の職務に応じて制限するため、アクセス権を利用者に応じて制御している。 ・共用アカウントを採用せず利用者をユニークにするアカウント管理を実施し、各作業に必要最低限の権限を付与するとともに、適切にアカウント管理が実施されていることを第三者が定期的に確認する運用体制としている。 ・バックアップ以外にファイルの複製を行うことは禁止とし、バックアップ媒体は施錠可能な金庫等に保管するよう指導する。 ・免許登録管理システムと国家資格等情報連携・活用システム間のデータ連携については、データ及び通信の暗号化を実施する。また、通信回線について、高度なセキュリティが維持されたLGWAN回線もしくはVPN回線において実施することで安全性を確保し不正に複製されることを防止する。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p> <p>【免許登録管理システムに係る部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・秘密保持義務 ・委託者施設内の作業実施場所からの特定個人情報の持ち出し禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・再委託における条件 ・漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却または廃棄 ・従事者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ・委託内容及び作業場所 ・管理区域等の明確化 ・漏えい、滅失、毀損、紛失及び改ざん等の防止策 ・委託先に対する実地調査 ・運用状況の記録の提供等 <p>なお、契約書の規定の他、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を把握した上で、必要に応じて委託内容などの見直しを検討する。</p>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】</p> <p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託契約に委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定を盛り込む。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入り検査の実施を依頼する。 <p>【免許登録管理システムに係る部分】</p> <p>原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、下記の措置を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ再委託先事業者の名称、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等を記載した承認申請書を提出し、承認を受ける。 ・知的財産権、情報セキュリティ(機密保持及び遵守事項)、ガバナンス等に関する委託契約書で定める委託先事業者の債務を、再委託先事業者も負うような必要な措置を実施する。 ・委託先事業者は、定期的又は必要に応じて、再委託先事業者に作業の進捗状況等の報告を行わせる等、再委託業務の適正な履行の確保に努める。 ・情報システム責任者等は、委託先事業者から再委託先事業者の作業状況について報告を受け、ルールが遵守されているか否かを確認する。また、必要に応じて再委託先事業者への立入検査の実施を依頼する。 <p>・再委託先事業者の対応について最終的な責任を委託先事業者が負うこととする。</p>	

その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 国家資格等情報連携・活用システムの利用者認証及び権限管理機能では、ログイン時の利用者認証のほかに、ログイン及びログアウトを実施した利用者、時刻並びに操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバー機能(国家資格等情報連携・活用システム)の職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバー機能(国家資格等情報連携・活用システム)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[<input checked="" type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバー機能(国家資格等情報連携・活用システム)の職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー機能(国家資格等情報連携・活用システム)と情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持したGSSネットワークを利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバー機能(国家資格等情報連携・活用システム)と団体についてはGSSネットワークや総合行政ネットワーク等の高度なセキュリティを維持した回線による接続とするとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を資格管理団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	【令和4年度】 厚生労働省が収集している診断書情報について、研究者から、利用申出を受けて提供したデータファイルに、本来、削除されるべき個人情報(氏名・生年月日・住所等、延べ5,640名分)が含まれていた。	
再発防止策の内容	所管の国立研究開発法人及び厚生労働省での複数の者によるダブルチェックの徹底などの基本的な対策に加え、人為的な理由による削除漏れの防止、所管の国立研究開発法人における確認体制の強化、厚生労働省における最終チェック体制の整備、所管の国立研究開発法人における職員・研究者の個人情報保護に係る教育等の具体的な再発防止策を策定し、その徹底を図る。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

8. 監査

実施の有無 [] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input checked="" type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に事務従事者等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。 「免許登録管理システムに係る部分」 厚生労働省情報セキュリティポリシー及び関係規程に規定されている事項について定期的に職員による自己点検を行う。また、自己点検以外に管理者が前述のセキュリティポリシー及び関係規程を用いて、新たに事務取扱担当者になる者に対する研修を行うこととする。

10. その他のリスク対策

【国家資格等情報連携・活用システムに係る部分(共通して記載)】
 「国家資格等情報連携・活用システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意のうえ、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を実施する。

<特定個人情報の漏えい等事案が発生した場合の対応>

- ①組織内における報告及び被害の拡大防止
- ②事実関係の調査及び原因究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

【免許登録管理システムに係る部分】
 特定個人情報の漏えい事案が発生した場合は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」にて示されている以下の安全管理措置を実施する。

<特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応>

- ①組織内における報告及び被害の拡大防止
- ②事実関係の調査及び原因究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎第5号館2階 厚生労働省大臣官房総務課公文書監理・情報公開室 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo05/index.html) ※郵送の場合の宛先についても同上
②請求方法	指定様式(下記URLを参照)による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。 (http://www.mhlw.go.jp/jouhou/hogo06/index.html) また、請求方法について、上記「①請求先」で示すURLのページにおいて流れを記載し、わかりやすい説明に努めている。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	厚生労働省医政局医事課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 03-5253-1111(内線2575)
②対応方法	内部で必要な調整等を行い、担当する部署等において対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年2月7日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

